

石岡市總社 総社宮 隨神門

古仏修復工房 飯泉太子宗

修復にあたって

本像は延宝八年（1680年）の製作年と製作に携わった仏師が判明している資料的にも貴重な像です。製作者は京五條通大佛師「寂幻」。判明している作例は元禄二年（1689年）十二神将像 国分寺（東京都国分寺市）、元禄八年（1695年）仁王像 板橋不動院（茨城県つくばみらい市）、その他、などがあります。

また造立後、胎内墨書から正徳五年（1715年）、明和四年（1767年）と比較的、短い間隔で修理されていることがわかっています。現在、表面に残っている彩色はこの時期のものだった可能性が高いのですが、その後、明和四年（1767年）以降に修理を受けたとの記録は像内には残っておらず、また、修理の痕跡もほとんど残っていないことから、今回の修理は、およそ250年ぶりということになるかと思います。

本像は構造的には寄木造りという技法で製作されています。一本の木材から彫りだすのではなく、複数の材をブロック状に組み合わせ、彫りだすという製作技法です。本像は、ほぼ成人男性に近い大きさですから、寄木造りといつてもそれぞれの材の大きさは大きいものです。また、頭部と体を別に作り、あとから首を差し込むというような江戸時代によく見られる構造をしています。

破損については、安置されている隨神門には当時、ガラス窓のようなものはなかったため、吹き込んでくる雨や風、ホコリなどによる彩色の傷み。経年変化による、ニカワの劣化。それによる、各部材の遊離、それに伴う部材の紛失などです。ネズミがかじり、穴を広げてしまった所もあります。全体にばらばらでしたが、後補修理による改変がない、湿気による材の傷みは少ないなど、比較的保存状態は良かったのが印象的でした。

修復については、石岡市の文化財指定を受けているということもあり、新たな彩色などはおこなわず、あくまでも現状の彩色や部材の維持保存を中心に、欠けた個所やなくなつた箇所は復元するという形で進めています。復元した箇所は、そのままでは目立ちますから、漆や絵具を使って全体に目立たないように色味を置いています。今回の修復によって、造像当時の雰囲気がよみがえった

かと思います。

※以下 常陸国總社宮 隨神像修理報告書より抜粋 像の概要

隨神像（左大臣）修復後



座高 99.4 cm

総高 138.5 cm

木造（カヤ材か）、寄木造り、玉眼、彩色像。頭部は前後二材を接合し、さらに前面材に関しては一部割り剥ぐ。巾子、老懸部分は別材。頭部は差し首とする。主要体幹部は前後三材を接合し、さらに側面材を接合する。袖部分は左右でそれぞれ主要三材を接合する。膝前材は主要一材を本体部に接合し、袖口材はそれぞれ別材。右手に矢、左手に弓を執る。左袖の内側に太刀を差す。垂下する左足は、袴部分は一材。足首から沓底一材に沓先は二材を接合する。裾の左右に複数の小材を接合する。簞は別材。矢は九本。なお、胎内に修理銘の書かれた木札が納入されていた。

隨神像（右大臣）修復後



座高 99.2 cm

総高 140.6 cm

木造（カヤ材か）、寄木造り、玉眼、彩色像。頭部は前後二材を接合し、さらに前面材に関しては割り剥ぐ。巾子、老懸部分は別材。頭部は差し首とする。主要体幹部は前後三材を接合し、さらに側面材を接合する。袖部分は左右でそれぞれ三材を接合する。膝前材は一材を本体部に接合し、袖口材はそれぞれ別材。右手に矢、左手に弓を執る。左袖の内側に太刀を差す。垂下する右足は、袴部分は一材。足首から沓底と沓先はそれぞれ別材。裾の左右に複数の小材を接合する。簾は別材。矢は九本。

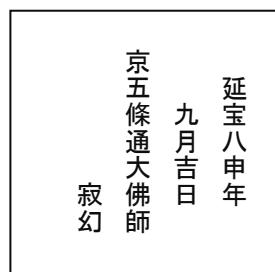
胎内墨書について

・造立銘

左大臣 頭部前面材



延宝八年 (庚申) 1680年

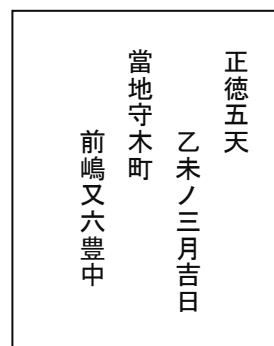


・修理銘

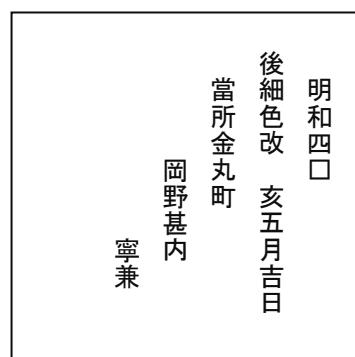
左大臣頭部 背面材



正徳五年 (乙未) 1715年

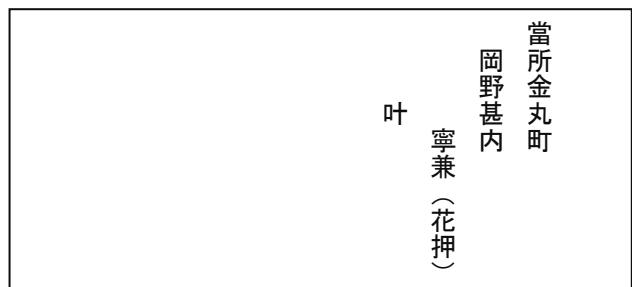
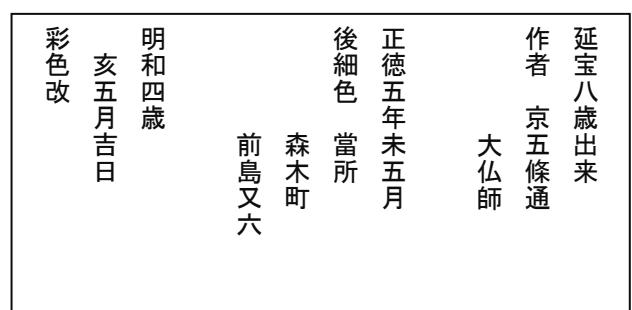


左大臣 膝前材

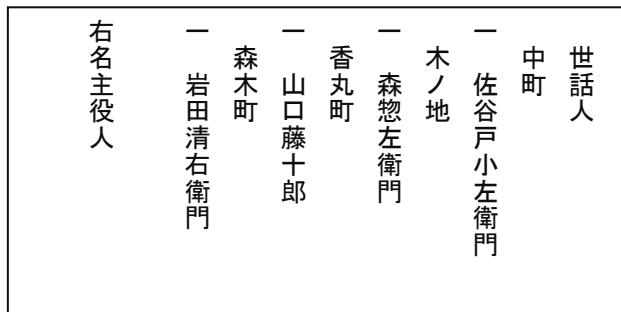


明和四年 (丁亥) 1767年

左大臣 胎内納入板札 表面



左大臣 胎内納入板札 裏面



仏師について

京五條大仏師 寂幻

作例

- ・延宝八年（1680年）隨神像 常陸國總社宮（石岡市）
- ・元禄二年（1689年）十二神将像 国分寺（東京都国分寺市）
- ・元禄八年（1695年） 仁王像 板橋不動院（つくばみらい市）

修復作業について

【修理基本方針】

現存している部材、彩色の保存を基本とし、亡失箇所、欠失箇所は形を復元する。

【損傷状況】

左大臣 修復前



・本体

- ア) 主要部材でニカワが劣化し、釘、カスガイ類が腐食しており、ほぼ全壊状態。
- イ) 玉眼が外れている。（両目）
- ウ) 亡失部分がある。（冠（巾子、右老懸、纓、簪、紐）、持物（弓、矢（1本））、右袖口、裾の左部分、矢（9本※箇に差し込まれた矢））
- エ) 欠失箇所がある。（目の周囲、左袖口の上部二箇所、左衣前面材の一部、左衣の太刀付近の一部、膝前材の一部、袴背面部分の一部（左足）、裾の一部、その他）
- オ) 部材不適合箇所がある。（膝前材の右足ふくらはぎ部分）
- カ) 鉄釘、鉄鎚が腐食しており、木材を傷めている。
- キ) 部分的に木材が腐朽している。
- ク) 表面彩色は大部分が剥落し、胡粉下地が露出している。

・台座

- ア) 亡失部分がある。（補強材）
- イ) 部分的に部材の接合が外れている。
- ウ) 天板に隙間が出来ている。
- エ) 表面彩色は大部分が剥落し、胡粉下地が露出している。

右大臣 修復前



・本体

- ア) 主要部材でニカワが劣化し、釘、カスガイ類が腐食しており、ほぼ半壊状態。
- イ) 玉眼が外れている。（左目）
- ウ) 亡失部分がある。（冠（巾子、纓、簪、紐）、持物（太刀、弓、矢（1本））、矢（9本※箇に差し込まれた矢））

エ) 欠失箇所がある。(目の周囲、右老懸、腹部の内割り付近、左衣の太刀付近の一部、衣背面材の一部、膝前材の一部、袴背面部分の一部(右足)、裾の一部、その他)
オ) 修理不適合箇所がある。(右目の玉眼押さえ、腹部の内割り付近)
カ) 鉄釘、鉄鎧が腐食しており、木材を傷めている。
キ) 表面彩色は大部分が剥落し、胡粉下地が露出している。

・台座

ア) 亡失部分がある。(補強材)
イ) 部分的に部材の接合が外れている。
ウ) 天板に隙間が出来ている。
エ) 表面彩色は大部分が剥落し、胡粉下地が露出している。

【修理仕様】

左大臣

・本体

ア) 部材を解体し、再接合する。
イ) 玉眼は嵌め直す。
ウ) 亡失部分は新たに造る。(冠(巾子、右老懸、縷、簪、紐)、持物(弓、矢(1本))、右袖口、裾の左部分、矢(9本※簾に差し込まれた矢))
エ) 欠失箇所は新たに造る。(目の周囲、左袖口の上部二箇所、左衣前面材の一部、左衣の太刀付近の一部、膝前材の一部、袴背面部分の一部(左足)、裾の一部、その他)
オ) 部材不適合箇所は撤去し、新たに造る。(膝前材の右足ふくらはぎ部分)
カ) 鑄びた鉄釘、鉄鎧は除去する。
キ) 木材の腐朽部分は樹脂で硬化させる。
ク) 残っている彩色には剥落止めの処置をする。

・台座

ア) 亡失部分は新たに造る。(補強材)
イ) 部材の接合が外れている箇所は再接合する。また台座に補強を施す。
ウ) 天板の隙間には小材を入れる。
エ) 残っている彩色には剥落止めの処置をする。

右大臣

・本体

ア) 部材を解体し、再接合する。
イ) 玉眼は嵌め直す。(左目)
ウ) 亡失部分は新たに造る。(冠(巾子、縷、簪、紐)、持物(太刀、弓、矢(1本))、矢(9本※簾に差し込まれた矢))
エ) 欠失箇所は新たに造る。(目の周囲、右老懸、腹部の内割り付近、左衣の太刀付近の一部、衣背面材の一部、膝前材の一部、袴背面部分の一部(右足)、裾の一部、その他)
オ) 修理不適合箇所は修正する。
①右目の玉眼は一旦外し、嵌め直す。
②腹部の穴は塞いである木の薄板を外し、内割り部分の欠損箇所を補う。
カ) 鑄びた鉄釘、鉄鎧は除去する。
キ) 残っている彩色には剥落止めの処置をする。

・台座

ア) 亡失部分は新たに造る。(補強材)
イ) 部材の接合が外れている箇所は再接合する。また台座に補強を施す。
ウ) 天板の隙間には小材を入れる。
エ) 残っている彩色には剥落止めの処置をする。

左大臣 解体写真

